

回答書

杉並区健康アプリ活用事業運営業務公募型プロポーザルに関する質問について、以下の通り回答いたします。

No.	該当資料	頁	質問項目	質問内容	回答
1	公募要領	P1	2（3）、7（1）ウ 事業規模（上限額）と評価基準について	別紙1に記載内容に無い提案（追加提案）分の費用は、本事業内に含めないとの認識で良いでしょうか。	追加提案分も含め事業規模（上限額）以内でご提案ください。ただし、ダウンロード数等が想定を大幅に超過した場合等は、協議させていただきたいと存じます。
2	公募要領	P1	2（3） 事業規模（上限額）	契約期間は令和8年3月31日（令和7年度のみ）だが、上限額は令和9年3月31日（令和7年度、8年度）までの認識で合っているか。	上限額は契約期間に記載のとおり、令和8年3月31日までの金額です。なお、翌年度以降の契約は、P7の10選定結果に基づく委託可能期間に準じます。翌年度以降の毎年予算要求を行い、予算の範囲内となります。
3	公募要領	P1	3 入札参加資格について	弊社では全省庁統一資格および東京都の入札参加資格を有しておりますが、本プロポーザル提案に参加可能でしょうか？または別途で杉並区の入札参加資格として「物品買入れ等」区分での申込が必要でしょうか。	提案は可能です。契約時においては債権者登録をしていただきます。入札参加資格登録は必須ではありません。
4	公募要領	P6	7（2）ウ 第二次審査用の資料について	6頁に記載の第二次審査用に資料を別途準備させていただく場合、枚数等条件のご指定はありますでしょうか。また、第一次審査（書類審査）通過者に対して、別途案内等はいただけるのでしょうか。	第二次審査用の資料について、提出済みの企画提案書と内容が大きく相違しないなければ、枚数等の条件はございません。また、第一次審査の結果通知は、ご応募いただいた全事業者あてに送付し、第二次審査対象事業者には第二次審査のご案内を送付いたします。

No.	該当資料	頁	質問項目	質問内容	回答
5	公募要領	P7	10 選定結果に基づく委託可能期間について	<p>7頁にて、「履行評価等により委託業務が適切に行われていると区が判断する場合は、契約期間を更新できるものとします。」との記載がありますが、「履行評価については、別紙16に記載の「履行評価基準」に基づき評価されると想定しています。貴区指定の「履行評価基準」の内容については契約時またはプロジェクト開始時に採択事業者に対して開示されるものでしょうか。</p> <p>また、履行評価が問題なく契約更新する場合、契約金額は、「提出書類一覧（別紙3）」に記載の「見積書（令和8年度分）」で提出予定の金額と同額、との認識でしょうか。</p> <p>もしくは、別途予算要求時等にて、別途御見積をご提出し、貴区財政部門より査定を受けた結果をもとに契約締結するのでしょうか。</p>	「履行評価基準」につきましては、契約時に先立って開示いたします。また、令和8年度の金額につきましては、今回ご提出いただいた金額を基準といたしますが、公募要領に定める事業規模を超えるなど状況を踏まえ、必要に応じて適宜協議していきます。
6	公募要領	P8	11（9） 区指定の標準契約書の使用について	8頁にて、契約締結では貴区指定の標準契約書を使用、との記載がありますが、弊社がご提案するサービスでは標準契約書（約款・サービス仕様含む）のご準備があります。貴区と契約締結させていただくことになった際には、これらドキュメントを契約付随資料として添付することは可能でしょうか。	御社の標準契約書（約款・サービス仕様含む）の添付につきましては、実際の契約の際に協議させていただきます。

No.	該当資料	頁	質問項目	質問内容	回答
7	別紙1	P9	3（2）ウ 健康アプリにおいて、登録、管理できる項目の性別について	性別の選択において、男性・女性に加えて「その他」の選択肢は必須でしょうか？	杉並区においては、平成28年3月22日付27杉並第61795号「帳票類の性別表示の見直しについて（通知）」により性別については、必須であるもの以外は収集しないことが原則となっています。ただし、健康アプリにおいては、有益な健康情報提供等には性別情報があることが望ましいと考えます。これらのことから、性別について男性・女性のほかに「その他」等第3の選択肢があるか、もしくは性別選択が任意であることが望ましいですが、そのことのみをもって提案不可とはいたしません。
8	別紙1	P9	3（2）オ 健康アプリにおいて、登録、管理できる項目の住所あるいは勤務地（町名まで）について	アプリ内で住所あるいは勤務地（町名まで）の登録は必須でしょうか？また登録後、ユーザーが使用するアプリ内で表示することは必須でしょうか？	当項目は、杉並区在住・在勤を確認するため及び町名によってイベントの紹介やDL分析を実施するために登録、管理することを想定しております。 その他の方法で、在住・在勤（町名まで）を確認できるようであれば、その旨を明示してご提案いただければと存じます。 また、登録後のアプリ内で表示することは必須ではございません。
9	別紙1	P9	3（2）カ 「その他、利用者自らが登録する健康情報」について	一般的には、健診結果、病歴、健康状態、ストレスチェック等が該当し機微情報に当たりますが認識齟齬はありますか。具体的にどのような項目を想定しておりますか。 取得するデータも含めて提案者側の提案によるということで良いでしょうか？ また、健康情報を取得・管理し、将来的にその情報をどう活用していく想定でしょうか？	例えば、身長・体重、食事の記録、睡眠の状況、その他のご提案いただける項目を想定しておりますが、これらの項目は付加提案と認識しております。 また、病歴等の機微情報を収集することは想定しておりません。 取得・管理する情報については、個人は特定せず、属性に応じて有益な健康情報を提供したり、区が実施する健康づくり施策の参考として活用していく想定です。
10	別紙1	P9	3（2）カ 「その他、利用者自らが登録する健康情報」について	健康情報を登録する機能だけではなく、登録した情報を常に個人および事業者が「管理できる状態」であることが求められますでしょうか？	登録した情報は、個人で確認・修正できるものを求めております。事業者側では、登録者数や月別のアクティブ利用者数など事業評価に供するものが、CSVまたはダッシュボードで確認できる機能又は区からの求めに応じて、情報提供できる場合はこの限りではありません。

No.	該当資料	頁	質問項目	質問内容	回答
11	別紙1	P9	3 (3) 「各種健康イベント参加」について	想定される利用者の健康づくり推進活動に「各種健康イベント参加」とありますが、この健康イベントの企画・運営も本事業の中に含める必要がありますでしょうか？	各種健康イベントは、区等が実施するものに参加した場合にポイントを付与することを想定しておりますが、利用者増等を目的として、本事業の提案に含めていただくかは、任意提案事項とさせていただきます。
12	別紙1	P9	3 (3) 「各種健康イベント参加」について	「各種健康イベント」については内容や実施回数の想定はありますでしょうか？	区等で実施する各種健康イベントについては、現在区が実施しているものについて、10事業以上は実施する想定です。内容としては、測定会・健康講座・介護予防事業などを想定しております。
13	別紙1	P9	3(3) 「各種健康イベント」について	「各種健康イベント」について、10月以降に杉並区が主催するイベントは予定していますか？また、予定している場合、そのイベントに協力企業としてブース出展することは可能でしょうか？	10月以降に区等が主催する健康イベントを複数予定しております。そのイベントに協力企業としてブース出展できるものもあるかと思われますが、パンフレット等の配布による啓発活動事業とさせて頂く場合もございます。事業実施にあたっては協議の中で調整させていただきます。
14	別紙1	P9	3 (3) 「ウェルビーイングの実現、身体的・精神的・社会的な健康に繋がるとされる行動等」について	想定される利用者の健康づくり推進活動に「ウェルビーイングの実現、身体的・精神的・社会的な健康に繋がるとされる行動等」とありますが、「社会的な健康」のための活動としてはどんな事業や施策・活動を想定していますか？今まで杉並区で実施した施策があれば併せて教えてください。	厚生労働省によると、社会的健康とは、他人や社会と建設的でよい関係を築けることとされています。区では、他人とのつながり、社会への貢献活動等として、健康づくりリーダーの活動支援、食育推進ボランティアの活動支援、自主グループや地域活動（サロンや町会活動等）の支援等を実施しています。さらに、今回のプロポーザルで「社会的な健康」等につながる魅力的な事業のご提案を募集しております。
15	別紙1	P9	3 (3) 「ウェルビーイングの実現、身体的・精神的・社会的な健康に繋がるとされる行動等」について	想定される利用者の健康づくり推進活動に「ウェルビーイングの実現、身体的・精神的・社会的な健康に繋がるとされる行動等」とありますが、「精神的な健康」のための活動としてはどんな事業や施策・活動を想定していますか？今まで杉並区で実施した施策があれば併せて教えてください。	厚生労働省によると、こころの健康には、適度な運動や、バランスのとれた栄養・食生活、心身の疲労の回復と充実した人生を目指す「休養」、さらに、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につきあうことが欠かせない要素とされています。現在区では、今年度より取り組んでおります改定後の健康医療計画に基づき、各種健康教室や健康に関する講演会、健康講座等を実施しつつ、区民等の主体的な行動変容の改善を促す施策の実施を検討しております。

No.	該当資料	頁	質問項目	質問内容	回答
16	別紙1	P9	3(5) 「区が指定した期日まで」について	「区が指定した期日まで」という期間は現時点では決まっておらず、区が事業者からの提案内容を受けて双方協議のうえ決定という認識で合っているか。	ご認識のとおりです。
17	別紙1	P10	3(8) とうきょう健康応援事業について	「とうきょう健康応援事業に互換性又は対応できること」について、具体的にどのような互換性、対応を求めていますでしょうか？またこの項目は必須条件でしょうか？	「とうきょう健康応援事業」は、令和7年度より開始した都の事業で、区の健康アプリで一定のポイント付与該当者へ、別途東京都の事業を周知（プッシュ通知等）をする事業を想定しております。利用者IDや名前等で、都の事業申込者と対象者が同一であるかを突合する必要があり、その作業は区で行いますが、この項目について、一定のポイント以上のインセンティブ付与対象者をcsvやダッシュボードで出力または確認できることや同等の情報を区に提供できることとしております。
18	別紙1	P9	3(8) 「とうきょう健康応援事業に互換性又は対応できること。」	「とうきょう健康応援事業に互換性又は対応できること。」とありますが、応援事業運営に問い合わせたところ連携想定が明確に定まっていない旨の回答がありました。具体的な互換性について、どういった連携方法を想定していますでしょうか？	No.17を参照してください。
19	別紙1	P9	3(8) 「とうきょう健康応援事業」	「とうきょう健康応援事業」について、上記の通りのため互換性を持たせるためもしくは対応するための作業要否や機能開発要否が不明ですが、この費用は受託費に含まない認識で良いでしょうか？	No.17を参照してください。 費用は上限額に含まれておりますが、NO.17の対応を超えるシステム改修がある場合にはこの限りではありません。
20	別紙1	P10	3(8) とうきょう健康応援事業との互換性について	この互換性は具体的にどのようなことを指していますか？	No.17を参照してください。

No.	該当資料	頁	質問項目	質問内容	回答
21	別紙1	P10	3 (8) とうきょう健康応援事業との連携について	とうきょう健康応援事業との連携について、連携構築も見積る必要があるかと思いますが、それにあたり連携仕様書を開示いただくことは可能でしょうか？	No.17を参照してください。 現時点では、連携仕様書は特にございませんが、東京都より連携仕様書が発出された場合には、開示提供いたします。
22	別紙1	P10	3 (8) とうきょう健康応援事業への対応時期について	とうきょう健康応援事業への対応時期は、アプリ提供開始日（令和7年10月1日）と同時であることは必須か否か。 必須でない場合、令和7年度中の具体的な期日はあるか。	No.17の回答にある内容については、令和7年10月1日と同時であることを想定しております。それを上回る対応については、遅くとも公募要領に定める契約期間である、令和8年3月31日までにはご対応が必要とさせて頂きます。
23	別紙1	P10	3 (8) とうきょう健康応援事業への対応について	とうきょう健康応援事業への対応にあたり、具体的な必須要件はあるか。 東京都が求める内容に対応可能であれば、方法や細かい仕様は事業者に一任という認識でよい か。	No.17を参照してください。
24	別紙1	P10	3 (8) 「とうきょう応援事業」について	「とうきょう健康応援事業に互換性又は対応できること。」 とありますが、どのような事を想定されていますか。具体的な内容をご教授ください。	No.17を参照してください。
25	別紙1	P10	4 (2) 「健康ポイントの付与及び電子ポイント等の交換等について」について	「健康ポイントの付与及び電子ポイント等の交換等の調達や送付について」記載されていますが、ポイント原資、調達費、発送費は区が負担する認識で良いでしょうか。	公募要領2(3)の事業規模（上限額）に含まれます。 提出していただく見積書のインセンティブ原資につきましては、年間100万円程度で作成してください。

No.	該当資料	頁	質問項目	質問内容	回答
26	別紙1	P10	4（3） 「利用者情報等を業務報告書又はCSVファイルにて隨時納品するものとする」について	「利用者情報等を業務報告書又はCSVファイルにて隨時納品するものとする」について、①求められる当該情報について、区が自由に閲覧・CSVダウンロードできるので、その機能を提供するという事で良いでしょうか。②データ納品の場合、頻度はどの程度を予定されていますか。	①について、ご認識のとおりです。 ②について、半年に1回程度を予定しております。
27	別紙1	P10	4（3）①ウ 「性別（男性・女性・その他）」について	「その他」の区分について、別名称の適用は可能でしょうか。	No.7を参照してください。 別名称でも適用は可能です。
28	別紙1	P10	4（3）①オ 「住所あるいは勤務地（町名まで）」について	収集する項目が「町名まで」の場合、在住・在勤・在学の確からしさの証明ができない前提ですが、この部分は本人の申告によって判断する形で良いでしょうか？	No.8を参照してください。
29	別紙1	—	アプリについて	提案するアプリは本事業用に新規構築をしたオリジナルアプリ構築ではなく、既にリリースされているアプリをベースとして、本事業用に機能を追加構築する提案でも問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
30	別紙3	P14	提出書類一覧について	No5に記載の「直近2年分の財務諸表」①～⑤につきまして、有価証券報告書（R4年度、R5年度の2年分）で代用させていただければと考えておりますが、有価証券報告書が冊子（R4年度、R5年度の2年分ともに）のため、ファイルに綴じず、冊子のままご提出とさせていただいたてもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	該当資料	頁	質問項目	質問内容	回答
31	別紙3	P14	見積書における運用費の取り扱いについて	ご提案の見積りは開発費だけでなく、令和7年10月～令和8年3月末までの運用費も含む必要があるでしょうか。	ご認識のとおりです。見積書については、別紙3の提出書類一覧に記載のとおり、令和7年度分は、①システム導入経費②保守費用（令和7年10月から令和8年3月まで）に分けて記載ください。また、②保守費用については、令和8年度（令和8年4月から令和9年3月まで）の計2種類を提出ください。
32	別紙3	—	見積書における景品提供の取り扱いについて	本プロポーザル提案見積には参加者に提供をする景品の購入費も含む必要がありますでしょうか。	No.25を参照してください。
33	様式1	—	杉並区健康アプリ活用事業運営業務企画提案申込書について	申込書の右上日付欄には、企画提案書等提出締切日である「令和7年5月16日」との記載でよろしいでしょうか。	企画提案申込書の日付は、実際に区に提出される日付を記載ください。
34	様式4	—	企画提案書について	指定項目への回答に当たり、回答内容により公開されている様式の回答枠で収まらない場合がございます。その際に回答枠の拡張およびそれに伴うページ数の増加等は可能でしょうか。 ページ数の上限指定等がありましたらご教示ください。また、様式4上部に記載の「別途、説明資料や提案資料を提出」とありますが、これらの作成・提出に当たり、ページ数制限はありますでしょうか。	企画提案書につきまして、回答枠の拡張およびそれに伴うページ数の増加は可能です。ページ数の上限指定等はございません。また、別途ご用意いただく説明資料や提案資料についてもページ数制限はございません。